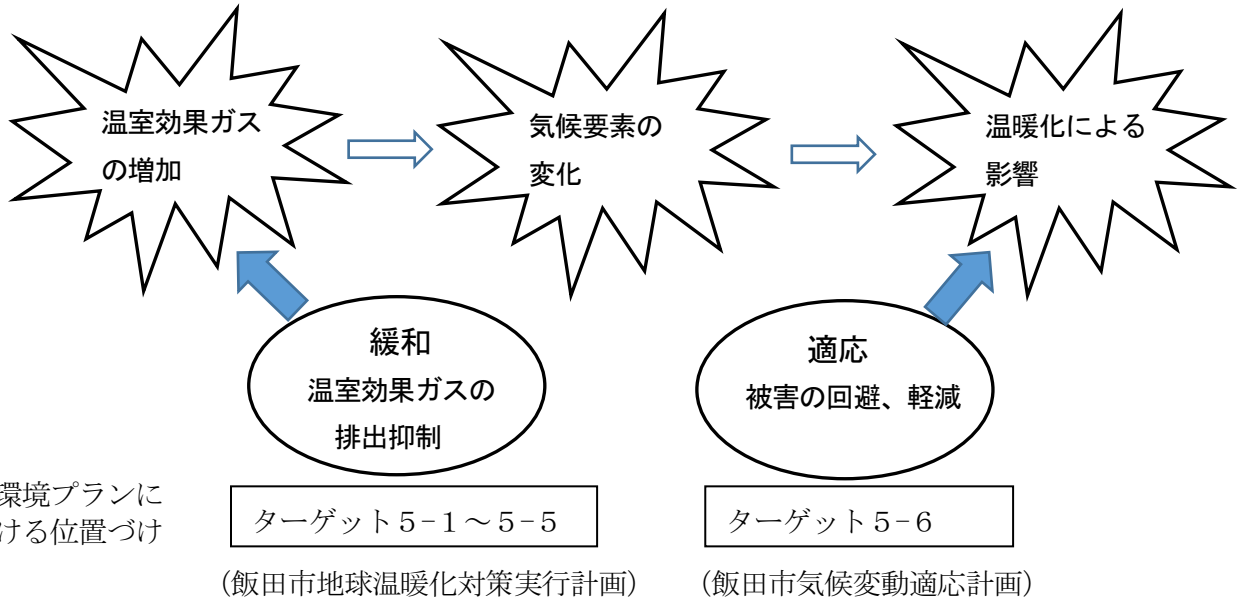


## 飯田市気候変動適応計画について

### 1 気候変動への2つの対策「緩和」と「適応」



### 2 気候変動による地域への影響

食料	水	生活	自然環境	健康
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作物の品質低下、生産量の減少、栽培適地の減少</li> <li>・病害虫の発生増加、分布拡大</li> <li>・食糧価格の上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨量、積雪量の減少による渇水</li> <li>・河川、湖沼の水温上昇による富栄養化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水、内水氾濫、土砂災害の発生</li> <li>・気温上昇による居住環境の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種侵入、定着率の増大</li> <li>・種により生育環境の悪化、喪失</li> <li>・生物の分布域の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱中症の発生増加、死亡リスクの増大</li> <li>・感染症を媒介する生物の分布域の拡大</li> </ul>

### 3 適応策の例

- (1) 災害対応 豪雨の増加、台風の強大化に伴う洪水、内水氾濫、土砂災害にハード、ソフト両面で備える。
- (2) 地域コミュニティ 気候変動、適応策の啓発を行う。自助、共助の取組を支援する。
- (3) 健康影響 熱中症、感染症の予防策、発生後の対策を強化する。クールシェアスポットの普及を図る。
- (4) 都市づくり 緑の保全、緑化推進、雨水貯留浸透の普及などを行う。
- (5) 農業 高温に強い品種の普及、風害に強い農業施設の整備、渇水対策などを行う。
- (6) 森林保全 水源涵養、保安林整備を計画的に進める。森林病害虫のまん延防止に取り組む。

## ○気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）抜粋

### （地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### （事業者の努力）

第 5 条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### （国民の努力）

第 6 条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### （地域気候変動適応計画）

第 12 条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

### （関連する施策との連携）

第 15 条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

## 飯田市気候変動適応計画

飯田市は、各分野において策定する種々の計画において、気候変動適応及び気候変動適応に資する活動の推進を図るための情報の提供その他措置を講ずることを位置付け、市域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する市民及び事業者等の活動を推進していきます。

### 21' いいだ環境プラン第5次改訂版

ターゲット 5-6  
〈気候変動への主体的適応〉  
気候変動への対策に取り組もう

○具体的行動

■気候変動に係る情報の収集及び提供

①信州気候変動適応センター等からの情報の収集、分析及び研究

■各分野別計画へ「適応」視点を導入する。

②分野別計画に、気温上昇、降雨、降雪の変化等気候変動を捉えた適応について、環境プランと整合性をとり、その方向性を定める。

③分野別計画に位置付けられた方向性に従い、各分野において具体的な適応策を展開する。

○気候変動適応策について定める分野別の計画群（策定予定のものを含む。）

飯田市中心間地域振興計画	予定
（仮称）過疎地域自立促進計画	予定
第2期飯田市空家等対策計画	予定
飯田市多文化共生社会推進計画 第2次改定版	策定済み
第2期飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画	策定済み
第6期飯田市障がい福祉計画・第2期飯田市障がい児福祉計画	策定済み
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	策定済み
第3次飯田市食育推進計画	策定済み
飯田市農業振興ビジョン	予定
国土利用計画・飯田市計画	策定済み
飯田市土地利用基本方針	策定済み
飯田市景観計画	策定済み
飯田市緑の計画	策定済み
飯田市住生活基本計画	策定済み
飯田市水道ビジョン	予定
飯田市下水道ビジョン	策定済み
飯田市第12次消防力（消防団）整備計画	策定済み
第2次教育振興基本計画	予定
飯田市美術博物館2028ビジョン・基本プラン	策定済み

○ 上記の計画群のほかの分野別計画で、適応策を定めるべきものについても、それぞれの計画の策定手順、スケジュールに応じて早期に上記に追加していくこととする。